

議員提案条例(政策条例)の状況

- 

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例 公布日：平成 31 年 3 月 15 日
施行日：平成 31 年 3 月 15 日

制定趣旨 中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、もって県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与する。
- 

富山県犯罪被害者等支援条例 公布日：平成 28 年 12 月 16 日
施行日：平成 29 年 4 月 1 日

制定趣旨 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。
- 

富山県県産材利用促進条例 公布日：平成 28 年 9 月 30 日
施行日：平成 28 年 9 月 30 日

制定趣旨 知事が定める基本計画及び県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項について定めること等により、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与する。
- 

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例 公布日：平成 26 年 12 月 17 日
施行日：平成 28 年 4 月 1 日

制定趣旨 障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。
- 

富山県歯と口腔の健康づくり推進条例 公布日：平成 25 年 9 月 30 日
施行日：平成 25 年 9 月 30 日
一部改正：令和 6 年 6 月 28 日

制定趣旨 県民の歯と口腔の健康づくりについて、施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進する。
- 

富山県がん対策推進条例 公布日：平成 24 年 12 月 12 日
施行日：平成 25 年 4 月 1 日

制定趣旨 がん対策に関し、施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、県が策定するがん対策推進計画の実効性を確保しつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。
- 

富山県適正農業規範に基づく農業推進条例 公布日：平成 22 年 12 月 13 日
施行日：平成 22 年 12 月 13 日

制定趣旨 農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保し、農業に対する県民の信頼の向上に資するとともに、本県農業の持続的な発展に寄与する。
- 

富山県商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくり推進条例 公布日：平成 22 年 6 月 23 日
施行日：平成 22 年 10 月 1 日

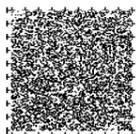
制定趣旨 商工業者及び商工団体等のにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動への積極的な取組を促進し、相互に協力する気運を醸成することにより、豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、県民生活の向上に寄与する。
- 

元気とやま観光振興条例 公布日：平成 20 年 12 月 22 日
施行日：平成 20 年 12 月 22 日

制定趣旨 観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ戦略的に推進し、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び本県経済の発展に資する。
- 

都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例 公布日：平成 15 年 3 月 19 日
施行日：平成 15 年 4 月 1 日

制定趣旨 県民の共通理解の下に交流地域活性化に関する施策を総合的かつ体系的に推進することにより、農山漁村地域の活性化を図り、活力ある県土の形成に資する。



県議会に請願や陳情するには

県政に対する要望や希望を述べようとするときは、県議会に対して、請願(陳情)をすることができます。請願(陳情)は、文書または電子申請により議長あてに提出してください。なお、請願には、県議会議員の紹介が必要です(陳情には必要ありません)。

詳細は、富山県議会ホームページ「請願と陳情」をご覧ください。

○提出方法

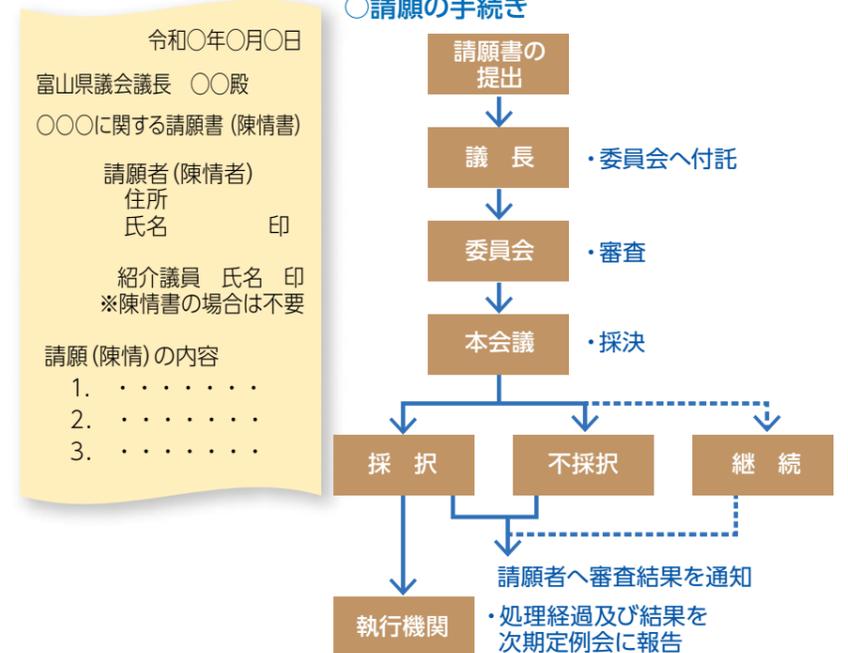
文書の場合は議会事務局に直接持参または郵送にて提出してください。電子申請の場合は、富山県電子申請サービスにより提出してください。

○提出期限

随時受理されますが、会期中の一般質問最終日(ただし、意見書・決議の提出に係るものについては、代表質問日の午後1時)までに受理されたものを、その定例会で審査します。

請願(陳情)書に記載された個人情報(住所・氏名)は、議会の審査のために用いますが、関係資料(外部向け公表資料、会議録など)においては、原則として非公開とします。(請願(陳情)者が公開を希望する場合を除きます。)

○請願の手続き



県議会を傍聴するには

富山県議会の本会議、予算特別委員会、常任委員会等は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議会日程および委員会日程をご確認の上、お越しください(原則先着順)。

なお、車椅子を使用する方が傍聴を希望される場合は、事前に議会事務局にご相談ください。また、手話通訳及び要約筆記を希望される場合は、議会事務局で手話通訳者等を手配いたしますので、傍聴希望日の5日前(休日・祝日を除く。)までにお申込みください。

| | 受付場所 | 受付時間 | 受付方法 | 定員 |
|---------|-----------------|------|--|-------------------|
| 本会議 | 議事堂4階 傍聴者入口 | 随時 | 受付に設置してある傍聴者名簿に住所・氏名を記入の上、自由に入室してください。 | 149名 (うち車椅子8席) |
| 予算特別委員会 | 議事堂2階 大会議室入口 | | | 27席 |
| 常任委員会 | 委員会 開催会場入口 | 随時 | 委員会の会場に設置してある傍聴者名簿に住所・氏名を記入の上、自由に入室してください。 | 若干名 |
| 議会運営委員会 | | | | |
| 特別委員会 | | | | |

